

令和3年度重度訪問介護指導事項一覧

7事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の方針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項準用第12条第4項、 障害1206001号通知第三の3(34)準用第三の3(22)④	4
2	アセスメント	初回も含めて必要な時期にアセスメントが行われていませんでした。初回の重度訪問介護計画作成時はもちろんのこと、計画変更時、利用者の状態像に変化があった時等には、重度訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第155号第43条第1項準用第10条第2項、 障害1206001号通知第三の3(34)準用第三の3(16)②	4
3	計画の作成	サービス等利用計画の交付を受けていない事例やサービス等利用計画の内容に基づかず、重度訪問介護計画を作成している事例がありました。サービス等利用計画の内容を踏まえて重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその家族に、当該重度訪問介護計画の内容を説明するとともに、当該重度訪問介護計画を交付してください。	都条例第155号第43条第1項準用第10条第2項、 第3項、 障害1206001号通知第三の3(34)準用第三の3(16)	4
4	実施状況の把握・評価説明	重度訪問介護計画の実施状況の把握を行っておらず、また、必要に応じて当該重度訪問介護計画の変更を行っていませんでした。重度訪問介護計画を作成後は、当該重度訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度訪問介護計画の変更を行ってください。また、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明を行ってください。	都条例第155号第43条第1項準用第10条第4項、 障害1206001号通知第三の3(34)準用第三の3(16)①④	4
5	秘密保持	法人役員と事業所職員を兼務する職員や管理者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項準用第36条第2項、 障害1206001号通知第三の3(34)準用第三の3(27)②	2
		利用者の家族において、個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書で得ていませんでした。利用者のみならずその家族からも個人情報使用同意書等で同意を得るなど必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項準用第36条第3項、 障害1206001号通知第三の3(34)準用第三の3(27)③	1